

第二十八号様式の六(選挙運動用自動車使用証明書の様式)(第十七条の七関係)

その一

選挙運動用自動車使用証明書
(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。
何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者 氏 名
(参議院名簿届出政党等の名称)

記

運 送 等 契 約 区 分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備 考
	何年何月何日	円	

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2 運送事業者等が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿掲載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、運送事業者等は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

64,500円

(2) (1)以外の場合

16,100円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては3台以上)の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2台)に限られていますので、その指定をした1台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2台。各証明書1枚につき1台)のみについて記載してください。

7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

その二

選挙運動用自動車使用証明書
(燃 料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者 氏 名
(参議院名簿届出政党等の名称)

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃 料 供 給 量	燃料供給金額	備 考
何 年 何 月 何 日		1	円	

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4 燃料供給業者が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合には、燃料供給業者は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

その三

選挙運動用自動車使用証明書
(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
候補者 氏 名
(参議院名簿届出政党等の名称)

記

運 転 手 の 氏 名 及 び 住 所			
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備	考
何 年 何 月 何 日	円		

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

3 運転手が都道府県(国)に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合(参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位までにない場合)には、運転手は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。

5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。

6 同一の日において2人以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては3人以上)の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては選挙運動用自動車1台につき1人までとし、合計2人)に限られていますので、その指定をした1人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2人。各証明書1枚につき1人)のみについて記載してください。

7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、都道府県(国)に支払を請求することはできません。